

必要書類一覧表

必要書類		備 考
1	申請書	・記載例を参考に作成してください。
2	船舶検査証の写し	・申請書に記載の船舶の長さは、これによります。
3	位置図	・現在、係留している場所を記載してください。 防波堤、護岸等の恒久的地物からの距離も示し、係留位置を特定します。
4	付近見取図	・係留状態が分かるように、係留船舶の他、ロープ、係留環、防舷材、栈橋、はしご等の係留に使用する工作物について、適当な縮図で作図してください。 ・船舶、栈橋及び渡橋の長さ及び幅も記載してください。
5	写真	・プレジャーボート用泊地等を使用することとなる船舶及び係留の用に供する工作物の全てを写したものです。
6	誓約書 (別記様式第9号)	・申請者が暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと、今後も暴力団員等に該当することはないこと等について誓約してもらいます。
7	その他必要と認める書類	・1～6の添付書類以外に必要と認められるものについて、添付を求めます。

※申請時、申請者（プレジャーボート所有者）と確認できるもの（運転免許証等）をご持参ください。

代理人の場合は、委任状を提出してください。また、申請時、代理人本人と確認できるもの（運転免許証等）をご持参ください。

船舶の全長	船灯や汽笛など海上衝突予防法に関する航海用具の設備基準の基礎となるもので、船体の長さのことです。登録に用いられる「船舶の長さ」とは異なります。
船舶の長さ	小型船舶の登録上の長さで、検査手数料の算定や技術基準の基礎となるものです。なお、都道府県による船籍票の交付を受けた船舶（総トン数5トン以上20トン未満の船舶）、漁船登録を受けた小型漁船及び船舶検査証書を受有する船舶については、当該船籍票、漁船登録票又は船舶検査証書にこの長さが記載されています。